

芽室町議会会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第92条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名しなければならない。</p> <p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名しなければならない。</p> <p>3 一略一</p> <p><b>附 則</b></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第92条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名<u>又は記名押印</u>しなければならない。</p> <p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名<u>又は記名押印</u>しなければならない。</p> <p>3 一略一</p>